

午後四時二十九分

○額賀衆議院議長 本日は、御多忙の中、御出席いただきましてありがとうございます。

これまで、安定的な皇位継承に関しまして全体会議を二回行ってまいりました。その後は、各党各会派から個別に丁寧に見聞を聞くこととした方がよいということで、本日、先週金曜日に引き続きまして個別の意見聴取を行うことになりました。国会終盤でこれまで審議日程がタイトでありましたために、遅くなつてしまいました。

本日は、五月十七日の全体会議で告示をいたしました各論点について、また、今後の全体会議について御意見を伺いたいと、こう思います。

これより、三十分程度で御意見を述べていただきますしたいと思います。

御意見の中身については非公開といたします。

ただし、今後の取りまとめの参考にするため、議事録は作成いたしますので、御理解をいただきますと思います。

なお、各会派におかれまして、本日御意見を述べられた内容について、プレス等にお話しすることとは構いません。

それでは、御意見を承ります。

○玉木雄一郎君 改めて我が党の考え方を申し上げます。女性皇族が結婚された後、皇籍あるいはその身分を残した中で、配偶者及びその子供についてどうするのかということが一番、この前、各党の意見を聞いていると議論が分かれておりました。

他方で、非常に危機感を持って我々考えている

のは、時間的制約があるというのは、今、特に昨年頃を迎えている女性皇族の方々が結婚してしまうと、やはり皇籍を離脱するという今の仕組みになつておりますので、時間がたてばたつほど皇族数は減少していくと。そこに、いろいろやらなければいけないんですが、急ぎ歯止めを掛けるのは、それをやらなければいけない。ただ、そのときに特に野党第一党の立憲民主党さんと他の多くの会派で意見が分かれていて、やはりできるだけ幅広い合意を得ていくためには、立憲民主党さんの言つておられるところとどうやって合意点を見付けていくのかということが最大のポイントになろうかというふうに思います。

その上で、野田内閣のときの皇室制度に関する有識者ヒアリングを踏まえた論点整理や、そのときの議事録も読んでまいりましたけれども、一つあり得るのは、その配偶者、一般国民、いわゆる男系男子の旧宮家の方々と御結婚される場合はこれ問題ないと思います。

ただ、一般の国民男子と結婚されるというパターンである、その方にどのような身分を付与するのかしないのかということが問題なんです。今の議論だと、皇籍を持つていただく人、派と、皇籍は持たないという、大きく分かれているんですけれども、我々は、過去いろんな有識者の意見も調べた中で、准皇族という、皇族に準ずる立場というのを設けて、ここは詳細詰めていかなければいけないんですが、過去の例も踏まえつつ、徳川家茂、皇女和宮様の例もそうなんですけれども、皇位継承権を持たない、皇籍も持たないだけ

ども、しかるべき地位と名誉を付与することは可能なのではないかと。ことで、これはまさに、長浜副長官もそのときにおられたと思います。議事録にも残っているんですけども、内親王と結婚されて一般から夫になられた男性については、平安時代のやり方を見習って一代限りのいわゆる准皇族ぐらいの緩やかな待遇でよいのではないかと。皇族に準ずるとか准皇族という言葉を使われて、有識者で幾つかそういった御議論もいただいております。

なので、例えば過去の例でいうと、横浜国立大学の名誉教授である今谷明先生などは、この准皇族案というのを提案されておられますので、一度有識者の方々にヒアリングをいただいて、原則は過去になかったことをやるべきじゃないというのが我が党の立場ですけれども、長い歴史の中では様々なパターンがあり得たので、そこもよくよく検討した上で、何とか一般国民の、つまり同じ家族の中に皇籍を持つ者とそうじゃない者が混在することの問題点を立憲さんも言っておられるということなんだと思いますね。

ただ、この議論をずうっとやって、どっちかというふうにやっている、結局合意が得られず時間だけがたち、そしてどんどん皇籍から抜けていかれるというのを何とか止めたいので、もちろん二案、三案、様々な議論は必要なんですけれども、当面急ぐ議論は、その第一案の配偶者の身分、子の身分ということ、例えば、折衷案のように聞こえますけれども、過去に例があるものとして、准皇族、あるいは皇族に準じるものとい

うカテゴリーで現代法体系の中で何か整理できるものが見つからないのかということについて、早急に結論を得ることが必要ではないかなというふうに考えております。

党派対立をできるだけ避け、広範な合意を得ていく、そして過去の例と反しないようなものを是非、早く結論を得ていくということが重要だと考えておりますので、簡単ではございますけれども、当面、我々としては、その点に重点を絞り、そして早期に結論を得る、何とか合意の得られる案を導いてまいりたいと。

最後に、いわゆる現在の皇位継承順位、悠仁親王殿下に至るこの皇位の流れですね、これはやはりゆるがせにしないと。そこをもう根っこから議論していると、多分また大変なことになってしまふので、当面はそういった、これは有識者会議の考え方と同じなんですけれども、そこはやはり、現在、現に皇位継承者がいらっしやる中で、それをひっくり返すような議論をするとかまた議論が遅れてしましますので、そこを原則としつつ、先ほど申し上げた皇族数の減少対策としてネックとなっている第一案の配偶者及び子の身分について集中的に、また急いで結論を得ると。その際に、准皇族という考え方も、有識者の考えも入れて是非御検討をいただければなど、我々としても検討していきたいと、そう思っております。

以上でございます。

○額賀衆議院議長 ありがとうございます。

考え方としては、全体的には、先ほど申し上げましたけれども、全体会議というよりも、各党各

会派で丁寧に、それで本音をきちっと言ってもらいたいということで、各党会派とこういう意見交換、聴取をしているというのが実情であります。これは議長、副議長合意の上でやらせていただいたわけであります。

全部で十三、党派がありますので、一つは、国会がいつまで続くのかまだ分からないけれども、万が一休会というか国会が終了した場合でも、十三党派が終わるまで国会閉会中でもこれは続けていきたいということが我々の考え方でありますので、これは玉木先生から前から言われていることでありますので、それは確認して、各党各会派に確認しているところであります。

もう一つは、今最後に玉木代表がおっしゃったように、悠仁様までの皇位後継者は決まっておりますので、そこまでは各党さん、いいですかというところについて確認をしているところであります。それは、おっしゃるように、今後、女性皇族がこのままで行けば減少していくし、悠仁様が即位する、そういうときに皇室を支える人たちが少なくなつては皇室そのものがおかしくなつてきてしまいます。我々はこれは代表がおっしゃるように喫緊の課題であるというふうに認識をしておりますので、これも各党の皆さん方に、取りあえず悠仁様までは認めていただけますかと、前提にしているのですかという形を話をしているところでございます。

その上で、婚姻後の皇族の身分等について新たな提案があったわけでありますが、早急に制度の具体化を進めるべきであると御党ではおっしゃっ

ております。もちろん、女性皇族の配偶者、子については、それぞれ意見が違っているところもあります。しかし、女性皇族を増やしていかなければならない、拡大していかなければならないということは、全部とは言わないけれども、大体そういう方向でありますので、それを具体化していくということは法的に措置をしていくということにつながるわけですね。だから、法的な措置をしていくということはいいいですよということも確認をしております。

そこで、この問題についてそれぞれの意見の違いがありますけれども、法的措置をしているところの大きな流れの中で意見の違いについてはどういうふうに対応するかについて、先ほど准皇族みたいな提案もありましたけれども、そこはやっぱり立法院としての総意をまとめるときに、それぞれの党、それから政治家がきちっと知恵を出すことが勝負だと思えますよ。そういうことをきちっとやる中で皇族の拡大にきちっと道筋を付けていくということなんだろうと、こう思います。

それからもう一つ、養子の問題で、御党でも、早急に制度具体化を進めるべき、それから、各党の間での意見の中で、本人というか、皇族の中にその養子として迎える方々の御意思をどうするかという話があります。

これは、今のようなマスコミ、私もマスコミ出身ですけども、のやり方だと、本人たちのプライバシーの問題もありますし、それで、場合によっては余計な混乱を招くおそれもあります。そういうことについては、やっぱり我々もここは知恵

を絞って、そういう旧宮家の人たちについてしっかりと法定化していくことの前に、その前段を本人たちに直接我々が聞くというのがなものとでも思っているんですけども、そういうことではなくて、知恵を出して整理をしていく、これが知恵の出どころだと思います。だから、そういうことも含めて、皆さん方にも御理解をいただいていくことがいいのではないかなと、こう思っております。

この点はどうか。

○玉木雄一郎君 この辺は、実際なかなかセンシティブ、国会で正面から聞くと、宮内庁もそこは正面からお答えにはならないと思いますし、これからはもされないと思うんですけども、親睦会等を通じて実際のつながりであるとか、あと、私、結構大事なものは、十一宮家が、当時占領下で、片山哲内閣だったと思いますが、どういった理由で、どういった背景で皇籍を離脱されたのか、その御本人の意思と、まあ一部には、当時のGHQが財閥と同じように考えていて、あるいは皇室費という予算が、当時、国の予算も大変逼迫していましたので、直接天皇になる可能性のない者についてはもう皇籍から外してなくそうという趣旨、思いがあったのではないかと言われていますし、亡くなられた昭和天皇も非常に御心配をされていたし、その後、急に所得税を課せられて、その支払に大変な御苦労をされたというような話も伝わってきておりますので、その中で、御本人とか、どういった意思が受け継がれているのか、そういったことは、我々が必ずしも知らなくていいんです

が、何らかの形で、その経緯も含めて確認することとは必要なのではないかなと思いますね。そこは正直、全容がよく分からないので。

○額賀衆議院議長 それは、やっぱり立法院としてしっかりとそこは常識的に考えていくことが大事なんじゃないかなと。その上でこの養子の問題の議論がなされていくことが大事なかなと。そうではないと、なかなか制度の問題につながっていかないの。

だから、そういうことを乗り切って、各党の間で合意があれば、これも法的措置をしていかなければなりません。だから、女性皇族の問題とこの問題についても、法的措置ができるような環境を取っていくということだと、こう思います。

○玉木雄一郎君 ここはなかなか難しいですね。立法措置を講じるときに、よく我々が立法事実

ということを言いますが、空振りになるんじゃないのかということは絶対言われると思うんですよ、その法案審議の中で。だから、そこは、表でできる話と、あと、できれば全会派一致でやるときには、そういったことを、内々納得をしながら、知りながら、表であえて聞かずに着地させていくという工夫も必要だとは思いますがね。余り平場で、じゃ、それ、要るのか、意思を示した、どうなんだという話を表でするような話では私もないと思います。

○額賀衆議院議長 そういう知恵を絞りましょう。

○玉木雄一郎君 はい。あと、この第三案なんですけれども、我々は、第三案も、可能性としては、一案、二案でどうし

ても駄目な場合は三案もということと、とにかくありとあらゆる選択肢をとということなんです。これは憲法との関係、人権との関係で、法律でやるというのはどうなのかというのはそのとおりだと思います。

一方で、これはちよつと誤解を恐れずに、制度をつくるときなのであえてちよつと申し上げますけれども、各国の憲法を少し調べてみると、あるいは法典を調べてみると、王位が途絶えた場合、あるいは途絶える可能性のある場合にどうするかということを決めている憲法等があります。それはあつてはならないので、我が国はもう万世一系途絶えることなく皇位の安定継承をしていかなきゃいけないということなんです。

これはもう参考までにですけど、各国の憲法典や関連法規の中に、そういう場合はどうしているかという、例えば国会が指名するとか、民意を得た国会が一定の手続を経るなどの規定があります。日本でそういうのを作るのはとても難しいと思いますが、若干それに近い形で、立法院の意思として、半ばこれ強制的な話なので、法律によってある身分を付与したりすることとは、非常にこれは現代憲法典の様々な価値との衝突があり得る話なんですけれども、皇位の安定継承を何としても成し遂げるということであると、この三案についても、じゃ、どういうときにやむを得ない手段としてもそれを用意しておく必要があるのかないのかということについての整理はしておく必要があるのかなと。

結果として要らないということでは私はいと思

うんですけれども、あえて有識者会議でこの三案まで出していることの意義とか、あるいは本当の、その真の必要性ということとはよくよく議論しておく必要があるのではないかなと思います。

○額賀衆議院議長 有識者会議の本身は、一と二がでなかった場合とかいう形になっていますよね。様々なことについては、三権の長も入っている皇室会議で対応するみたいなことも今まではやってきたわけですよ。

だから、どっちにしても、御党では、第一案、第二案についても早急に制度の具体化を進めるべきと書いてありますから、その前段の段階ではその法的措置については合意をしていく。だから、そういう、前段とかいうか、その女性皇族の身分を与えるということ、それからお嬢さんを宮家から迎えるということについては、みんなが合意すれば、意見調整をした上でその法的措置をできるという形にしておかないと駄目ですよ。

○玉木雄一郎君 それはもちろんそうですし、急ぐ必要があるなと思っているんで、話が元に戻りますけれども、特に一案の制度化を急ぐ必要があるなと思っておりますし、その中で本当にネックになるのは、配偶者と子の身分をどうするのか。

この立憲さんのあれを見ると、野田内閣のときもそうですけど、二案あって、これ、どっちにしても憲法上の問題は生じるのかなという気もしますが。違う身分の人が同じ家庭の中にいることが十四条等に違反するんじゃないかということは言われていますけれども、ただ、過去に一般の男性を受け入れて新たに皇籍を与えたケースはたしか

ないはずですよ。だから、その歴史にないことを現代だからといってやっていいのかということこそはこれまた難しい問題になりますので。

だから、この調整を急ぐ必要がとりわけあるなど。その中で、准皇族的な考え方で何か妥協点が図られないかなど。改めて、そこは有識者に意見を聞いた上で、そこに絞った、スピード感を持った議論を速やかに開始することが必要ではないかなと思います。

○額賀衆議院議長 野田内閣時代にも、女性皇族の配偶者について身分も与えることについても、そうすると皇族数がどんどん増えていくことになるから一定の制限を加えるというようなことの議論があったそうですね。

○玉木雄一郎君 そうですね。上限の話もこの論点整理の中に出てきていまして、改正後の皇室の規模はどのぐらいがふさわしいのかという、宮家の数という議論も当時されておられますので、例えば側室制度がないときは七から十をめどとするのが適当とか、えらい随分論理的な、御活動費とか財政負担の観点から検討が必要であるとか。

○額賀衆議院議長 まあそれは似ているよね、これ。

○玉木雄一郎君 そうそう。主計局の査定を受けるようなもので。まあ、ちよつとそういうことでもないのかなという気はするんです。

ただ、これはちよつとここので言いますけれども、さっきのGHQから、十一宮家を外したときも、結局、その直系とか、やっぱり宮家というのは、ある種、バッファ機能なんですよ。

ある種、血のバッファというか、そういう中で支えつつ全体として男系男子の皇位の安定継承を維持してきたという全体としてのシステムなので、そこを戦後除いてしまったので、ある種、補助エンジンがない形で飛ぶような形になっているので、やっぱりそれは制度上極めて弱くなっているんです。だから、それをどのように見直していくのかと。

いや、側室制度を復活すれば、それはバッファは幾らでも増えますけど、そんなことはできないので。そうするときに、せめて現状を維持しながらどうやって皇位の安定継承とその公務の分担を図っていくのかというところをこれまでも議論してきたので、急ぐと思います。

○額賀衆議院議長 何か先生、一応。

○尾辻参議院議長 特に何もありません。

○額賀衆議院議長 長浜先生。

○玉木雄一郎君 長浜先生、詳しいと思うので。

○長浜参議院副議長 政府の有識者会議は過去何回もありましたし、それぞれの内閣で様々な決断をした歴史もありますから、そういった状況の中で今両議長がこの問題をスタートさせていますので、一緒に勉強した仲間でもありますから玉木さんの言うことはよく分かりますが、まだヒアリングをしていない会派も残っておりますから、両議長が全会派の意見を聞きながら、また方向性を出して御相談をするようなことになると思います。

○玉木雄一郎君 できるだけ幅広い合意を、そして速やかに得られるように、改めて、両議長、両副議長のリーダーシップを期待申し上げております。

すし、我が党としても最大限の協力をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○額賀衆議院議長 はい。

じゃ、よろしいですか。

今日は、いろいろと御説明、准皇族等についても説明があつて、ありがとうございます。また何かあったときは御連絡しますので、よろしくお願いしたいと思います。

どうもありがとうございます。

午後四時五十八分